**バンビの会　会則**

昭和６３年４月１０日

名　称：　染色体障害児・者を支える会　「バンビの会」

目　的：　本会は染色体障害児・者のすこやかな成長のため会員相互が研鑚・協力し、養育、生活一般に関する情報の交換・連絡を図ることを目的とする

活　動：　○会員相互の親睦と研修

　　　　　　　・隔年でデイキャンプと定期相談会を開催する

　　　　　　　・会報を年数回発行する

　　　　　　　・各支部にて適時に例会を開催する

○育児・就学・就労・医療など生活一般についての相談及び情報交換

○地域社会への啓発・広報活動

支部/

グループ：○支部

・長崎県内各地域に、それぞれの支部をおく

　　　 　 　　・支部同士は、協力しあい、合同で活動することもある

・各地域の特性があるため、支部は下記のとおり６支部に設定する

　　〔 長崎　 諫早 　大村・東彼　 島原　 佐世保・県北 　五島（休会） 〕

　　　　　○県外

長崎県内の活動に参加できない県外在住の会員

　　　　　○パスカルグループ

会　員：　○家族会員

　　　　　　　染色体障害児・者の本人・家族からなり、様々な活動に参加し、会の運営に参画する

　　　　　　　いずれかの支部、グループに所属する

パスカルグループの重複所属は妨げないがパスカルグループに参加する際は事前に事務局へ相談すること

○一般会員・団体会員

本人・家族以外で、この会の目的に賛同する者で、医療・教育・福祉の多方面の関係者

または団体からなる様々な活動に家族会員とともに参画する

○賛助会員（団体・個人）

　　　　　　 本人・家族以外で、この会の目的に賛同し支援しようとする者または団体

会の様々な活動には参画しない

入　会：　入会資格については、会の目的に賛同するものとする

会指定の書面または電子的方法にて事務局に提出し、会費を納入することで会員資格を得る

会　費：　○入会金　いずれの会員も不要

　　　　　○年会費　会計期間は４月１日から翌年３月３１日とする

・　家族会員 年会費５０００円

* 一般会員 / 団体会員　 年会費５０００円
* 賛助会員 １年ごとの更新とする

　　 年会費　　個人　１口　３０００円　　（口数任意）

　　　　 団体　１口　５０００円　　（口数任意）

退　会：　会員から退会の申し出があった場合、会指定の退会届を提出し退会とする

役　員： 会長１名、副会長若干名、事務局長１名、総務（広報・研修）若干名、会計２名、監事２名

をおく

　　　　　　・各支部に支部長をおく

　　　　　　・役員会を設ける。

　　　　　　・原則として任期は２年とし、再任を妨げない

［選出の方法について］

・役員は、家族会員及び一般会員（個人）より選出する。

・各支部における支部長並びに役員の選出については、各支部に一任するものとする

・会長、副会長、事務局長は、選挙管理委員会を設け、適任者を選出することもできる

いずれも、自薦他薦を問わない

〔組織編制〕

　 　　副会長　　　　　　　　　　　　　各支部長

会長　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　会計

　　　　　副会長　　　　事務局長 　 　 事務局　（広報・研修　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 事務局　（事務・活動補佐）

監　事

〔役員の任務〕

会長・・・・・・・・会を代表し会務を総轄する

副会長・・・・・・・会長を補佐し、会長役務を代行することができる

事務局長・・・・・・会全般に関する活動の企画、運営の統括

（支部長との連携　・　会員のニーズの把握　・　会員名簿の管理　）

支部長・・・・・・・役員会への出席　・　支部の地域の福祉、医療、教育の情報把握

支部の会員同士の親睦をはかり、支部の活動を支援する

会　計・・・・・・・年会費や寄付の納入をうけ、会全体にかかる入出金の管理・名簿の処理

　　　　　一般会計：会員の年会費および定期的な助成金を収入とした出納

　　　　　特別会計：一般会計以外の寄付、助成金を収入とした出納

（バンビ基金、デイキャンプ等イベントの参加費管理など）

　　　　　　　　　　一般会計および特別会計の出入金の管理および報告書の提出

　　　　　　　会計期間は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

監　事 ・・・・・・ 会の運営は適正になされているか、会の会計が適正に処理されているか

を精査し、総会にて監査内容を報告する

事務局 ・・・・・・ 会報作成･発送､研修･講演会の計画、運営を行なう

各役員は、随時、事務局長からの指示により、活動する

顧　問：　若干名で、任期を設けないものとする

総　会：・年１回、年度始めに開催する

　　　　　　ただし、会長が必要と認めたとき、または会員の２０名以上の要求があるときは

臨時総会を開くことができる

　　　　・議長を定める。

・総会は、会員の過半数の出席で成立する。

・総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

・総会で諮る議案は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長に一任する

　　　　・総会の議決権は、賛助会員を除く、家族会員・一般会員・団体会員にある

事務局：　　事務局を下記におく

〒８５２－８１０４

長崎市茂里町２－４１

長崎市障害福祉センター　５Ｆ　団体活動室内

Mail ：　banbinokaisen@gmail．com

付　則：　　　本会は特定の政治・宗教・思想などに利用されるものではない

平成13年4月22日改定

平成16年4月18日改定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成19年4月15日改定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成21年4月26日改定

平成23年4月24日改定

平成25年4月21日改定

平成30年4月　1日改定

令和 ７年4月２7日改定

**内規**

※年会費

・該当年度の６月末までに納付する

・未納の場合、８月に請求する。（８月の会報発送に入金お願い文書を同封）

・本年度の２月に会員への年会費納入状況をお知らせする

（２月の会報発送に入金お願い文書を同封）

・２月末までに未納の場合、３月中に意思確認をする

・住所不明、連絡不通の会員に関しては、事務局で退会処理し、退会届不要とする

・次年度退会される場合は、３月３１日までに申し出、４月１日以降の申し出は年会費が発生する

・いずれも年度途中で入会、退会しても月割処置や返金は行わない

※慶弔

・成人式　・・本人に3000円のJCB商品券をおくる

　　　　　　　会長からのメッセージもつける。

　　　　　　　法律では成人者は１８歳以上と改定されたが、成人式そのものは自治体によって

異なる

会としては当面、２０歳になる年度の１月の成人式に合わせお祝いを送る

会報等への掲載については、１８歳になる年度に、会員の意向を確認し、

掲載時期を決める

・弔事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 香　　典 | お供え物 | 備　　　　　　　考 |
| 家族会員  **本人** | 5000円 | お花 |  |
| 家族会員  **父母** | 5000円 | なし | 保護者が**父母以外**の場合も含まれる |

　　　　過去役職に就かれた一般会員には香典のみ

**慶弔に関しては社会情勢、経済状況により変わることもある**

**会長と事務局内で協議する**